

○城西大学水田記念図書館運営委員会に関する細則

平成2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、城西大学水田記念図書館規程第4条に基づき、水田記念図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議事項、構成、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の業務運営に関する事項
- (2) 図書館の予算及び決算に関する事項
- (3) 図書館の収書方針に関する事項
- (4) 図書館に関する規程及び細則の制定並びにこれらの改廃に関する事項
- (5) 理事長の諮問に関する事項
- (6) その他図書館の運営に関する重要事項

(運営委員会の構成)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館副館長
- (3) 各学部、語学教育センター及び城西短期大学の教員のうちから、学長の推薦により理事長が任命する者

(委員の任期)

第4条 前条第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2 前項の委員は、これを再任することができる。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、図書館長をもって充てる。

2 副委員長は、図書館副館長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

(有識者の出席)

第7条 運営委員会は、必要があると認めるときは、会議に学内外の有識者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の記録の作成等の庶務は、図書館事務室において処理する。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。